

○甲斐市都市計画法第34条第11号の規定に基づく開発行為の許可基準に関する条例  
施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、甲斐市都市計画法第34条第11号の規定に基づく開発行為の許可基準に関する条例（平成26年甲斐市条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条の規定により規則で定める土地の区域等)

第2条 条例第3条第1項の規定により規則で定める土地の区域は、次に掲げるものとする。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- (2) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定されている土地の区域
- (3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定されている地すべり防止区域
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定されている急傾斜地崩壊危険区域
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定されている土砂災害警戒区域及び第9条第1項の規定により指定されている土砂災害特別警戒区域
- (6) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）又は甲斐市文化財保護条例（平成16年甲斐市条例第96号）の規定により指定されている文化財の存する土地の区域
- (7) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は第25条の2第1項の規定により指定されている保安林（同法第30条及び第30条の2の規定により告示された保安林予定地を含む。）の区域
- (8) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域
- (9) 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号の規定による浸水想定区域のうち、水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第2号又は第5条第2号に規定する浸水した場合に想定される水深が3メートル以上の区域。ただし、洪水又は雨水出水

(同法第2条第1項に規定する雨水出水をいう。) の発生時における避難場所 (同法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画において定められた同項第2号の避難場所をいう。) への確実な避難が可能である土地の区域は、この限りでない。

2 条例第3条第1項第2号の規定により規則で定める道路は、次のとおりとする。

(1) 条例別表(1)の区域における道路は、建築基準法第42条第1項に規定する道路とすること。ただし、災害の防止上及び通行の安全上支障がないと市長が認めるものは、この限りでない。

(2) 条例別表(2)の区域における道路は、幅員が6メートル以上とすること。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月21日規則第20号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月20日規則第27号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。